

社会福祉法人 羽生福祉会  
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）「しらかば」運営規程

第1条＜目的＞

小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という）は、社会福祉法第二条第三項第二号に規定された第2種社会福祉事業であり、児童福祉法第六条の三第八項に基づく児童福祉施設である。本事業は、児童福祉法施行規則第一条の九で示しているとおり、措置された要保護児童（以下「児童等」という。）が養育者の家庭を構成する一員として相互の交流を行いつつ、児童等の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童等の自立を支援することを目的とする。

第2条＜設置主体＞

ファミリーホームしらかばは、社会福祉法人羽生福祉会が設置する。

第3条＜運営方針＞

1. 基本理念（施設運営）

- （1）児童福祉法に則り、乳児を除いて保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。
- （2）児童福祉法の理念や児童憲章・児童の権利宣言の精神及び児童の権利に関する条約を最大限に守り、かつ尊重した処遇を展開する。

2. 基本理念（児童支援）

- （1）児童等の基本的人権の尊重
- （2）健全育成と権利擁護の実現
- （3）児童等の社会的自立の援助

3. 基本理念（支援者）

- （1）児童等の最善の利益を図るため、支援者としての専門的役割を認識し、自己研鑽と職員のチームワークにより、自立支援の質の向上を目指す。
  - ①基礎知識（児童憲章、児童権利宣言、就業規則など）
  - ②専門技術（社会福祉援助技術）や専門知識（各社会福祉制度など）
  - ③職業倫理（人権の擁護・自立援助・守秘義務など）
- （2）養育者は常に報告・連絡・相談を欠かさないように心掛ける。また、児童養護施設ふれんどとも緊密に連携していく。

第4条＜対象児童＞

ファミリーホームで生活する児童等は、家庭的養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ、養育を行うことが必要とされた児童であって、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定に基づき措置された者とする。

#### 第5条<定員>

ファミリーホームの入居定員は6名とする。

#### 第6条<職員>

ファミリーホームには、2名の養育者及び1名の補助者（以下「職員」という。）を配置し養育を行う。養育者のうち1名は、ファミリーホームに生活の拠点を置く居住者で、管理者となる。尚、児童等の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合は、1名の養育者及び2名以上の補助者とすることができる。

#### 第7条<養育の内容>

- (1) 児童の権利擁護【児童はかけがえのない一人ひとりの存在であることの尊重】  
児童等が自分自身の尊さに気づき、自分に自信を持ち、自分と周りの人々を信頼し、自分と社会の人々を好きになることができるように配慮する。
- (2) 生活・環境・雰囲気尊重【何気ない日常の生活と環境の持つ力を大事にする】  
児童等は生活の中で習い覚えることから、衣・食・住及び人的環境を整え、平穏で安全、安心な生活の場所を創り出すように努める。
- (3) 自立に向けての支援【人として生きる力の学習の応援】  
児童一人ひとりの発達段階と課題を明確にし、自立の道筋に沿った処遇に努める。そのために、児童等の意見を尊重するとともに、児童相談所と協力連携し、社会的・経済的・心理的に自立する基本を身に付けるように応援する。
- (4) 生活を共にすることの重視【児童及び職員が共に学び、育ち、支え合う共同生活を通じて、よりよい人間関係を学ぶ】  
児童等は互いに協同し、職員とも協同し、職員は互いに協同することを大事にする。また、職員は児童等にとっての身近な相談者であるように努める。
- (5) 地域活動との連携と参加【児童を育む地域活動と学校活動】  
児童等が通学する学校の各種行事や保護者としての活動に参画するとともに、子育てを中心とする地域活動を大事にすることを通じて、社会の一員である自覚を促す。

#### 第8条<緊急時における対応方法>

ファミリーホームは、緊急の事態が生じた場合、その他必要な場合は、児童養護施設ふれんどへ知らせ、応援を要請するとともに、児童等の保護者等へ連絡・報告する。また、学校・児童相談所・医療機関、その他の関係機関との連携の上、別途定める「緊急時における対応マニュアル」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

#### 第9条<事故防止と安全対策>

児童等の生命の安全を図るために、職員は日々児童等の事故防止に配慮し、安全対策を講じる。

- (1) 日常的に建物内外の清掃・整備を行い、危険個所が無いよう点検を行う。
- (2) 児童等の健康には、日常から十分配慮する。
- (3) 児童養護施設ふれんどの「消防計画」に準じ、毎月避難訓練を実施する。

(4) 日常的に近隣との良好な関係作りに努め、非常時に協力体制がとれるようにする。

(5) 児童等の安全を脅かす事例（ヒヤリハット等）を集めて、分析と対応策の検討を行い、安全確保の対策を実施する。

#### 第10条<児童の人権擁護と被措置児童虐待の防止>

児童等を尊重し、最善の利益を目指すとともに、人権を侵害するような行為は絶対あってはならない。

(1) 職員の人権、権利侵害等についての研修の実施。

(2) 児童等の入所時に、「権利ノート」を使用し、分かりやすく説明する。

(3) 不適切な関わりの防止と早期発見に努める。

#### 第11条<苦情解決>

児童等や保護者からの要望・苦情の対応は、児童養護施設ふれんど「苦情解決要領」に準ずる。

#### 第12条<外部評価の受審>

福祉サービス第三者評価を受審し、養育の質の評価を受け、その結果を公表するとともに、改善点については速やかに処置する。

#### 第13条<その他の運営に関する重要事項>

(1) 措置費等の運営費の経理については、児童養護施設ふれんどが行うものとする。ただし、日常の出納はファミリーホームの管理者が行う。そのための出納帳や養育状況を明らかにする書類は整備し、保管する。

(2) 職員は正当な理由無く、その業務上知りえた児童等またはその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない（秘密保持）。

(3) 管理者は、感染症や非常災害の発生時において、児童に対する養護を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(4) この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は社会福祉法人羽生福祉会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。